

外史第9125号
令和元年5月17日

高橋 博子 様

外務大臣



利用決定の期限の特例の適用について(通知)

平成31年4月22日付の特定歴史公文書等の利用請求については、下記のとおり、外務省外交史料館利用等規則第15条第4項の規定(利用決定の期限の特例)を適用することとしたので通知します。

記

1. 利用請求のあった特定歴史公文書等の管理番号・名称

通番1: C'4.2.1.5-6 汚染船舶航跡関係

通番2: C'4.2.1.5-7 汚染漁船及び商船の検査報告

2. 外務省外交史料館利用等規則第15条第4項の規定(利用決定の期限の特例)を適用することとした理由

利用制限の審査に慎重な判断を要する特定歴史公文書等が大量であるため。

3. 利用決定期限

令和2年 4月 22日 (水曜日)

※本件連絡先

外務省大臣官房総務課外交史料館 (担当) 史料管理・閲覧室

電話:(03)3585-4511 FAX:(03)3585-4553 E-mail:gaishi@mofa.go.jp